

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた イベント等の開催基準について

令和2年3月23日
真岡市

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、4月1日以降に市が主催又は共催するイベント等で市民が参加するものについて、開催基準を以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

イベント等の実施の可否については、一律に中止や延期を求めるものではないが、屋内及び屋外ともに、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、下記2の感染防止対策を十分に講じるとともに、参加者名簿(住所・氏名・連絡先)を整備し、参加者は必ずマスク着用を条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期または中止を検討する。

- ① 開催規模(参加人数、参集する範囲)
- ② 開催場所(換気の状態)
- ③ 開催期間・時間(同一空間での滞在時間)
- ④ 参加者同士の距離(近距離又は対面)
- ⑤ 参加者の特性(高齢者や基礎疾患を有する者)
- ⑥ 不特定多数か否か

2 イベント等を開催する場合の感染防止対策

イベント等を開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添の2)「クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

3 その他

- (1) 市が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。
ただし、市の施設を使用する場合は本基準に基づいた予防策を徹底すること。